



みどり
水土里ネット

夢ある農業・農村づくり



川代ダム



大川瀬ダム



呑吐ダム

目次

理事長あいさつ	2
第35回 通常総代会	3
平成18年度 事業計画	4
平成18年度 一般会計予算	5
平成18年度 賦課金	5
事務局組織図	6
就任のごあいさつ	7
関係機関紹介	8
東播用水の維持管理概要	8
東播用水関係農業水利施設の管理体制の整備拡充に向かって	10
新農業水利システム保全対策事業 東播用水地区	12
農業用水路や溜池などへの転落事故について	12
土地改良区への事務手続について	14
「疎水百選」に東播用水が認定!!	15

東播用水土地改良区 第35回通常総代会



理事長
加古 房夫

彼岸が過ぎ、日毎に暖かさが増し木々の緑、色めく季節となってまいりました。

本日、第35回という節目になります東播用水土地改良区通常総代会を開催いたしましたところ、総代の皆様方には、大変お忙しい中お繰り合わせ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、ご来賓の皆様方には、年度末、公務御多忙の中にも関わりませず御臨席賜りましたことに、心から御礼申し上げますとともに、平素より格段の御指導、御高配を賜っておりますことに、重ねて厚くお礼を申し上げます。

さて、私市長選挙で関係各位の皆様方にはひとかたならぬご支援を頂きましたがご期待に添うことができませんでした。私の不徳の致すところでございます。この場をお借りしまして厚くお礼申し上げますのでございます。

東播用水土地改良区の理事長につきましては、役員の皆様にご相談いたしましたのが、残任期間は引続き留まるようご推挙賜りましたので、不肖、勤めさせていただき組合員各位のご期待に添うべく専心努力したいと考えますので、今後ともよろしくご支援賜りますようお願いいたします。

昨年の夏は記録的な猛暑の日が続き、水源であります大川瀬ダム、呑吐ダムの貯水状況も懸念されましたが、組合員の皆様のご尽力、ご協力により無事かんがい期を乗り切ること

「 開 会 挨拶 」

が出来ました。毎年同様の報告をさせていただいておりますと、「記録的な猛暑」というより「平年並みの猛暑」と言わざるを得ない、近年の気象状況になってまいりました。皆様方には大変ご迷惑をお掛けする状況が続いておりますが、何卒ご協力の程よろしくお願い致します。

平成12年度から採択された「国営造成施設管理体制整備促進事業」も平成21年度まで更に5ヵ年間延長されました。市町が事業主体となり土地改良区管理体制の強化を図る為の公的助成であり、土地改良区の役割に対する重要性が再認識されたものと大変喜んでおります。

又、本日ご審議いただきますもう一つの案件ですが、本土地改良区の事業の実態は配水管理と施設の善良な管理と長寿命化に向けた取り組みであります。いかにせん経年変化による老朽化は避けられない状況があります。

そうした事から本年度新規事業の「新農業水利システム保全対策事業」の制度活用のもと維持管理費の低減、管理の省力化に鋭意努力し老朽化が進行いたしております諸施設の改修事業実施に向け取り組んでいきたいので、是非ご承認を賜りたく上程いたしております。

総代の皆様は既にご承知だと思いますが、農林水産省が昨年6月から全国の農業のため

の用水をテーマとして、多様な役割をはたす「疎水」を国民全体で保全し次の世代に継承していくことを目的とした「疎水百選」を選定する催しがありまして、全国から110地区、兵庫県から、3地区、東播用水と淡山疎水及び、東条川用水が選定されました。誠に嬉しい事であり、各位にご報告申し上げますと共に、今回の認定をきっかけとして食料生産の場のみならず、農地・水・農村環境などの資源を保全し、皆様に愛される場としての取り

組みを推進していきたいと思っております。今後とも更なるご支援の程よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、提案させていただきます、予算関係の議案、維持管理事業関係の議案等13議案についてご審議いただき、ご承認を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます開会のごあいさつといたします。

平成18年3月27日

第35回 通常総代会

平成18年3月27日、三木市役所に於いて第35回通常総代会を開催、総代定数105名中95名出席、来賓として近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所池田久記次長、兵庫県土地改良事業団体連合会安部優吉常務理事、兵庫県農林水産部農林水産局農地整備課松浦猛課長、以下国・県・市町等関係者多数のご臨席のもと、大村伊三夫常務理事の開会宣言により開会、議長に橋本幹雄総代（加古郡稲美町）、議事録署名人に森本一郎総代（神戸市西区神出町）、藤田昇総代（三木市細川町）を選任後議事について慎重に審議され全議案原案どおり可決決定されました。

提出議案

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 第1号議案 | 平成16年度事業報告並びに一般会計・特別会計収支決算及び財産目録について |
| 第2号議案 | 定款及び規約の一部改正について |
| 報告第1号 | 大規模受益地区除外について |
| 第3号議案 | 平成17年度一般会計・特別会計収支補正予算の理事会専決処分の承認について |
| 第4号議案 | 新農業水利システム保全対策事業の実施及び兵庫県知事への施行申請について |
| 第5号議案 | 新農業水利システム保全対策事業費の地元負担について |
| 第6号議案 | 平成18年度事業計画について |
| 第7号議案 | 平成18年度賦課金の賦課徴収について |
| 第8号議案 | 平成18年度加入金について |
| 第9号議案 | 平成18年度役員及び総代の報酬・日当について |
| 第10号議案 | 地区除外決済金額について |
| 第11号議案 | 平成18年度一般会計・特別会計収支予算について |
| 第12号議案 | 平成18年度一時借入金の限度額及び借入方法について |
| 第13号議案 | 平成18年度余裕金及び積立金の預入先について |

平成18年度 事業計画

- 1、水利施設の維持管理を適切に行う。
 - (1)東播用水土地改良区維持管理事業計画書及び関係諸規程を遵守し、施設の保守点検、整備、その他日常の管理業務を適切に行う。

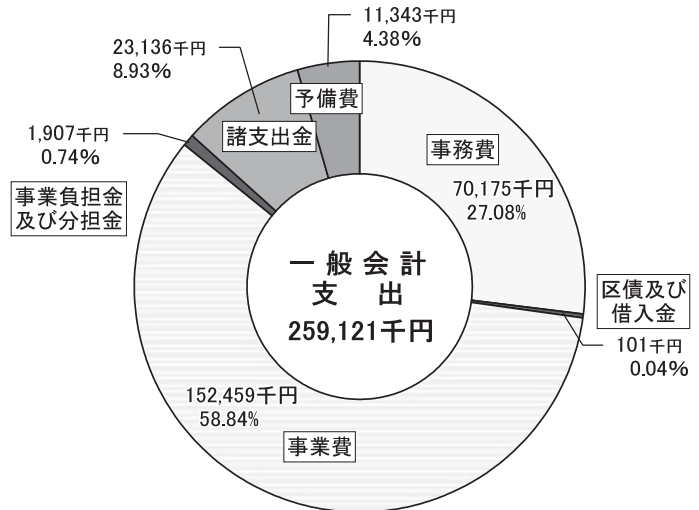
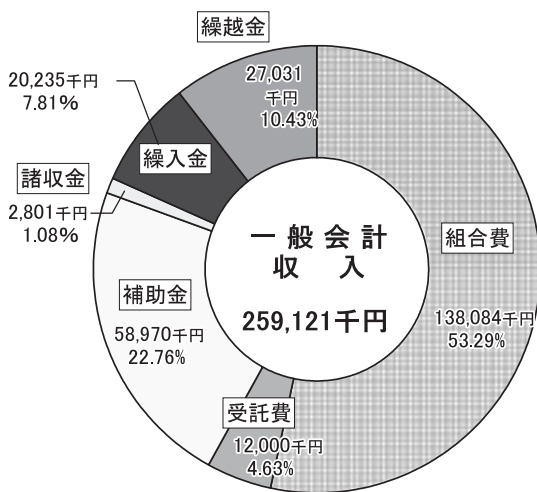
主要施設概要

ア)用水路	23路線(約368km)
イ)揚水機場	24機場
ウ)頭首工	2ヶ所
エ)遠方監視制御施設	29局(セミループ局を含む。)
 - (2)直轄補修整備、改修工事を計画的に実施する。
- 2、国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)「東播用水地区」を円滑に推進する。

強化支援事業費 45,000,000-

 - (1)多面的機能発揮のための維持管理業務
 - (2)多面的機能発揮のための高度化施設及び予防保全対策工事を計画的に行う。
 - (3)水利施設のライフサイクル延長のため予防保全対策工事を計画的に行う。
 - (4)管理体制整備推進協議会の運営と地域住民参加による管理体制整備を推進する。
- 3、県営「新農業水利システム保全対策事業(東播用水地区)」管理省力化施設整備事業推進に協力する。
- 4、「新農業水利システム保全対策事業(東播用水地区)」農業水利システム保全計画策定事業を計画的に実施する。
- 5、管理施設の補修整備、改修を計画的に進める。
 - (1)長期整備計画樹立のための調査、検討を進める。
- 6、県営等事業造成施設の管理委託又は譲与に関する協議調整を推進する。
 - (1)東播用水末端水路関係整備事業
- 7、関連事業等の推進並びに維持管理に考慮された施設整備のため関係機関及び関係土地改良区と協調を図り事業効果の早期発現に努める。
 - ・経営体育成基盤整備事業 大沢地区
 - ・経営体育成基盤整備事業 淡河地区
- 8、関連事業及び他事業による改築追加工事等、水路整備に関する協議調整を行う。
 - (1)国土交通省が実施する事業
 - ・国道175号線神出バイパス及び拡幅に伴う道路改良事業
 - 合流幹線・旧岩岡支線水路
 - (2)兵庫県が実施する事業
 - ・東播都市計画公園三木総合防災公園整備事業
 - 淡河幹線水路
 - ・県道三木三田線志染バイパス建設事業
 - 窟屋支線水路
 - (3)神戸市又は三木市が実施する事業
 - ・市道「高和・志染線」道路建設事業
 - 合流幹線水路
- 9、配水管理を適切に行う。
 - (1)管理体制を整備し配水地域の水利用調整を適切に行う。
 - ア)配水溜池等の個所 489ヶ所(加古川市のため池数は含んでいない。)
 - イ)配水予定地区面積 7,317ha(約98.4%)(河川放流地域、加古川市を含む。)
 - ウ)節水に対する意識の高揚と啓蒙を図る。
- 10、加古川水系広域農業水利施設総合管理事業の円滑な実施、推進に協力する。
- 11、河川取水地区の用水調整方策を検討する。
- 12、維持管理費及び地元負担の軽減のため、調査、研究に努める。
- 13、未収賦課金を役員・総代・水利委員等の協力を得て徴収に努める。
- 14、水源地域の人々と水を利用する人々との交流の促進を図る。
 - (1)21世紀土地改良区創造運動の推進
 - (2)東播用水「水と緑の交流」実行委員会行事の推進
- 15、その他事業推進に必要な事項

平成18年度 一般会計予算



平成18年度 賦課金

1. 経常賦課金

- (1)徴収範囲 平成18年4月1日現在：東播用水土地改良区の地区内にある全受益地
- (2)賦課金額 10アール当り 1,000円

2. 維持管理費（地区内管理費）

- (1)徴収範囲 配水可能地区より賦課基準に従い徴収する。
- (2)賦課金額

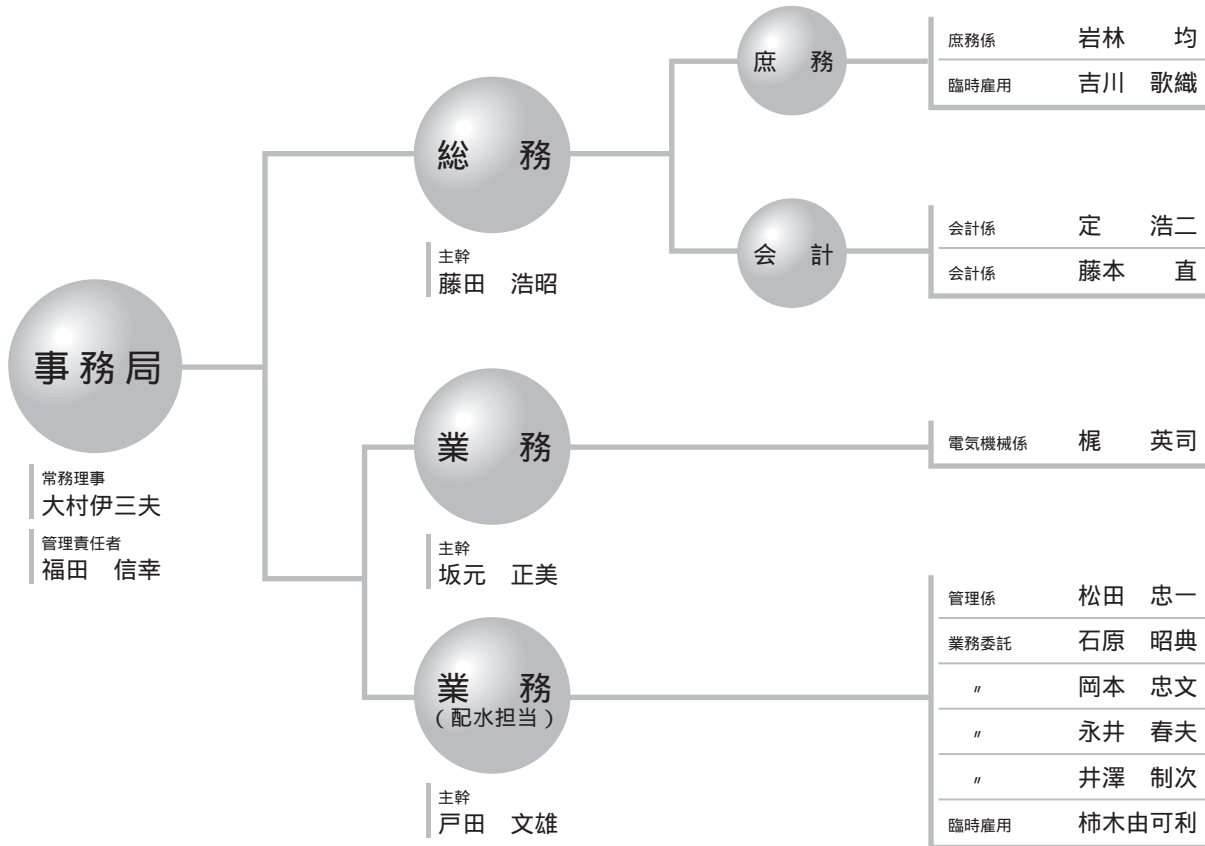
(単位 円/10アール)

区分	項目	井堰掛・畑濃縮地域	ため池掛(A)農地造成(A)	ため池掛(B)農地造成(B)	ため池掛(C)	井堰掛志染川・美の川	井堰掛本区管理揚水機場
維持管理費		650	900	1,000	1,100	300	1,000

付記：ため池掛及び農地造成のランク分けについては、前年度より過去5年間の10a当り年平均配水量により決まっており、ため池掛については(A)30t未満、(B)30t～1,000t未満、(C)1,000t以上/10a、また農地造成については(A)10t未満、(B)10t以上/10aとなっている。

- (3)期限 平成18年7月31日まで

事務局組織図



新規採用職員

業務担当 ^{かじ}梶 ^{えいじ}英司
 総務担当 ^{ふじもと}藤本 ^{すなお}直

以上2名が改良区職員として働くことになりました。
 当区の新戦力……ご期待ください!!



業務担当
梶 英司



総務担当
藤本 直

ご冥福をお祈りします

平成17年12月25日 職員 国戸 浩仁さん(享年43歳)が急逝されました。
 国戸さんは昭和58年から22年間おもに配水担当として土地改良区の円滑な運営の為に取り組んでこられました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

就任のごあいさつ



近畿農政局
淀川水系土地改良調査管理事務所

次長 濱 口 秀 隆

東播用水土地改良区の組合員の皆様には、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

この4月の異動により、近畿農政局事業計画課より加古川水系広域農業水利総合管理所駐在として転任して参りました。私は、昭和62年の4月から平成3年の3月までの4年間、東播用水農業水利事業の終盤に、大川瀬導水路、大沢支線水路の建設、また、淡河幹線水路の改修等に携わりました。再び、この東播の地で、多くの皆様方の協力と努力の下で完成した水利施設の管理事業に参加できることに、喜びとともに責任の重さを痛感しております。

加古川水系広域農業水利施設総合管理事業が始まって、はや16年になりますが、この間、平成6年の大湯水や平成7年の阪神淡路大震災など記録に

残る事象も経験するなか、受益者の皆様や一般から、広域農業水利施設総合管理事業へ理解が深まってまいりましたのは、東播用水土地改良区の皆様のご支援とともに、末端において、適切な施設管理と計画的な配水管理がなされてきたことに拠ると認識しております。

近年、農業の国際化への対応が求められるなか、昨年3月には、新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、担い手に施策を集中する経営所得安定対策等大綱が示されたところでありますが、かんがい用水を有効に活用することで、「攻めの農業」の展開が可能になると思います。そのためには、事業で造成した水利ストックを適切に保全管理するとともに、計画的な改修や更新も必要になると考えています。微力ですが、皆様のご理解とご協力の下、安全で合理的な広域農業水利施設総合管理事業の実施に最善を尽くしてまいりたいと存じます。

最後になりますが、貴土地改良区の益々のご発展と組合員の皆様方のご活躍を心から祈念申し上げご挨拶と致します。



兵庫県神戸県民局地域振興部
神戸土地改良事務所

所長 矢 部 誠 一

青葉薫るころとなりましたが皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

四月の異動により、豊岡土地改良事務所から転入して参りました矢部でございます。

前任地では、一昨年の23号台風の災害復旧やコウノトリの放鳥に関連して、水田から河川まで水の流れが連続し、豊かな生態系が育まれるよう水田魚道等、環境に配慮した取り組みを進めておりました。

さて、食料・農業・農村を取り巻く情勢が大きく変化する中で、国は、経営所得安定対策等大綱を平成17年10月に公表し、平成19年度以降の農政改革の柱となる、担い手政策としての「品目横断的経営安定対策」、地域政策としての「農地・水・環境保全向上対策」を円滑に導入するとともに、品目横

断的経営安定対策と表裏一体の関係にある「米政策改革推進対策」を一層効果的に推進し、農業・農村の活性化を図ることとしています。

このうち、土地改良事務所では、集落の資源・環境を守る「農地・水・環境保全向上対策」を重点に取り組むこととしております。

また、県では、農林水産業の様々な課題に対応するため、県全体およびそれぞれの地域で「農林水産ビジョン2015」を策定、数値目標を定め、ひょうごの「農」を生かす社会を実現させることとしております。

展開されるいずれの施策も、その主役は水土里ネットを中心とする地域の皆様方です。

皆様のご理解とご協力をいただきながら、また、土地改良事務所にも気楽にお立ち寄りいただき、お互いに情報を交換しながら、これら施策の実現と、元気な地域・農業を目指して全力投球する所存でございますのでどうかよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、水土里ネット東播用水の益々のご発展と、皆様のご健勝ご多幸をお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

関係機関紹介

東播用水土地改良区の事業の円滑な運営等全般に亘るご指導を賜っております国、県、市町関係各位をご紹介します。

近畿農政局

淀川水系土地改良調査管理事務所

次長 濱口 秀隆

加古川水系広域農業水利施設総合管理所

所長 岩坪 壽一

兵庫県

農林水産部農地整備課 課長 二位 孝夫

神戸県民局地域振興部神戸土地改良事務所

所長 矢部 誠一

北播磨県民局地域振興部三木土地改良事務所

所長 川口 靖敬

関係市町

神戸市産業振興局農林土木課

課長 植村 和弘

明石市産業振興部農水産課 農地整備・土地改良担当

課長 戸田 泰弘

加古川市地域振興部産業振興局農林水産課

課長 榎尾 清

三木市産業環境部農業振興課

課長 生友 康彦

稲美町経済環境部産業課 課長 大竹 正

東播用水の維持管理概要

1、はじめに

東播用水の水源には、最上流部に位置する川代ダム（篠山市大山下）、中央部の大川瀬ダム（三田市大川瀬）、下流部に呑吐ダム（三木市志染町三津田）の三つがあります。

これらのダムとダムを結ぶ導水路のほか呑吐ダムから兵庫県企業庁の神出浄水場（神出町南地先）まで送水する中央幹線水路を近畿農政局加古川水系広域農業水利施設総合管理所（通称、加古川総管）が管理し、これ以外の農業水利施設は東播用水土地改良区が管理しています。

土地改良区は、管水路や開水路を約368 km、頭首工2ヶ所、ポンプ場24ヶ所の農業水利施設を操作して約489ヶ所の溜池や河川に注水しています。この農業水利施設のうち土地改良区の事務所から揚水機場4ヶ所、分水バルブ4ヶ所、頭首工取水ゲート1ヶ所を遠隔操作することができます。

平成18年度の配水計画地区面積は、約7,317haを見込んでおり、これは全体受益面積の約98.4%に相当します。

2、管理の区分

ダムなどの水源から農地に水が届くまでの管理は3つに区分されています。第1にダムや導水路の管理は、加古川総管です。第2に幹支線水路の水利調整や溜池等への送水のためのポンプの運転やバルブ、ゲート操作は、土地改良区の管理担当職員がすべて行っています。第3に溜池や井堰から農地までの間の管理は地元の水利組合で行うことになっています。

3、農業水利施設の点検整備

土地改良区が管理する農業水利施設は、管理担当職員等が施設の点検整備を直接行うことを原則にしていますが、一部を専門業者に発注して行う場合があります、こうした施設の補修、改修工事や水路周辺の草刈りや会所柵の泥上げ作業にあたり、付近の皆様にはご迷惑をおかけすることがありますがご理解とご協力をお願いします。

4、送水開始や送水停止の依頼

溜池貯水量等の状況によりダムや頭首工から溜池等に送水が必要な時は、水利組合から届けて頂いている水利委員の方から土地改良区の事務所に連絡して頂くことになっていきますので、組合員から直接に送水の開始や停止は受付けていませんのでご理解をお願いします。

5、路線別の各水利委員の皆さんにお願いすること

1) 送水を適切に行うために

(1)溜池貯水量・水位・用水の見込みなどの状況と営農状況をもとにして

送水開始が必要な場合：[送水開始]を依頼してください。

送水停止が必要な場合：[送水停止]を依頼してください。

(2)湧水対策の協議及び地元調整、指導、広報を行う。

(3)水路からの漏水や溢水する恐れがあるなどに気づいた時の連絡

(4)揚水機の運転異常（赤色灯等が回転している）などを発見した時の連絡

2) 事務関係の地元の窓口としてご協力をお願いします。

(1)土地改良区土地原簿の内容に関する地元調整及び指導

(2)土地改良区賦課金の賦課徴収に関連すること

(3)高畦畔の賦課金免除に関すること

3) 土地改良区運営をよりよくするために組合員と事務局のパイプ役をお願いします。

(1)関係者の意見や要望を取りまとめ

(2)説明会等の会合の開催や準備の協力

6、水利委員と管理担当職員との連絡調整方法

水利委員と路線担当職員との連絡調整は下記による方法を原則にしていますので、用水調整をスムーズに進めるためにご理解をお願いします。

注1：連絡調整は、土地改良区の事務所に電話でお願いします。

(FAX又はEメールも受け付けます。必ず地区名・溜池名及び委員名・用件・連絡先を記入して下さい。)

注2：平日の夜間並びに休日の事務所の電話は、留守番電話になっていますので、地区名、溜池名、委員名、要件、必要に応じ連絡先を伝言してください。

ただし、かんがい期（おおむね5月中旬から9月上旬までの間）は、業務委託員が電話を聞きますので、上記に準じて用件を簡潔に伝達してください。

注3：送水開始、送水停止の連絡は、AM8:45～PM5:30の時間内にお願いします。原則として翌日以降の対応になりますのでご理解をお願いします。

注4：水利委員を変更する場合は、その時点で土地改良区事務所に変更届を提出してください。

7、管理担当職員の分担と構成（平成18年4月1日現在）

東播用水土地改良区事務所

三木市志染町井上683
TEL0794(87)0545 FAX0794(87)0547
E-mail : soumu@toban-yosui.jp

管理責任者 福田 信幸

(用水管理 北部班)

担当 戸田 文雄・松田 忠一

- 大川瀬導水路 ・ 吉川支線水路
- 大沢支線水路 ・ 吉川南支線水路
- 北神戸（第1・第2）幹線水路
- ゴルフ支線水路 ・ 北2号支線水路
- 北3号支線水路 ・ 北4号支線水路
- 豊岡支線水路
- 口吉川支線水路 ・ 細川支線水路

(用水管理 南部班)

担当 坂元 正美・梶 英司

- 淡河幹線水路 ・ 山田幹線水路
- 広野支線水路 ・ 別所支線水路
- 神出支線水路 ・ 合流幹線水路
- 旧岩岡支線水路
- 中央幹線水路 ・ 明石川支線水路
- 岩岡支線水路 ・ 平野支線水路
- 森安支線水路 ・ 印南支線水路
- 加古支線水路 ・ 天満支線水路
- 蛸草支線水路 ・ 美囊川・志染川水系

平日の夜間並びに休日（土曜日、日曜日、及び祝日）は、水量や送水先の変更はできませんので、ご注意をお願いします。ただし、送水中の溜池が満水になる、急な降雨などによる送水停止が必要な場合は対応しますので、上記にご連絡をお願いします。

東播用水関係農業水利施設の管理体制の整備拡充に向かって
国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）の事業を継続実施中

この事業は、平成12年度から平成21年度までの10年間、洪水防止機能などの農業水利施設のもつ多面的機能発揮のため、地域と連携した管理体制の構築に向けて事業を推進しています。

事業目的

農業水利施設によって地域住民が享受している多面的機能等について、それを発揮する施設を地域の財産としてとらえ、地域における適切な管理を促進し、その機能が地域に定着し浸透するため、県、市町と土地改良区が連携を図り推進活動を行うとともに、多面的機能発揮に必要な施設を整備し管理体制を拡充するため、国、県、市町が土地改良区を支援するものです。

農業、農村の多面的な役割

農業及び農村集落は、洪水防止機能、水資源の涵養、大気浄化、有機性廃棄物の処理、気候の緩和、生物の保全、歴史と伝統に根ざした地域文化の保持、青少年の自然とのふれあいによる教育の機会提供など農業生産活動以外の国土と環境を保全し、緑や美しい景観を与えるという多面的な機能を多く持っています。

農業水利施設の多面的な役割

農業用水を送水するなどの農業水利施設（用排水路、揚水機、ダム、溜池、などの貯水池等）は、農業経営、生産面に必要不可欠なものです。これらの施設は、農業生産に係る役割だけでなく、農業農村の

持つ多面的な役割と同じ機能を有し、それを果たしています。

近年、農村地域は、都市化・混住化の進展に伴い、一般住民が多面的な恩恵を直接受けることが多くなると同時にその機能の一層の発揮が求められています。

高度化施設整備基本方針

農業地域の都市化・混住化の進展により土地改良区は、農業水利施設の機能確保、安全対策等に必要な施設を環境に配慮して整備を行います。

地域排水が流入することによる洪水を安全に排除するための施設の高度化
荷重等の条件の変化による管水路の破損等による浸水被害の防止のための高度化
緊急時の状態監視機能の高度化をはかり、安全・安心のための危機管理施設の拡充
水路等の周辺での地域住民、レジャー利用者等への安全対策のため防護柵の整備
水路に流入又は投棄されたゴミなどの除去施設、ゴミ等の少量化対策施設の整備
水路に流入または投棄されたゴミの収集、処分のための管理用通路等の整備

地域住民参画による管理体制整備方針

この事業では、農業水利施設の管理に地域住民が参加してもらい多面的機能が発揮されるよう、管理体制の組織化を推進することになっています。東播用水地区管理体制整備推進協議会は、地域住民に農業水利施設の管理作業の支援をお願いしています。

(仮称)東播用水水路情報連絡協力会

東播用水が管理する農業水利施設の洪水管理体制の強化として、開水路等により用水を送水する路線に15ヶ所の監視重点箇所を設定し、その地点に関係する自治会、公共団体又は民間法人に協力していただき降雨時に水路流下状態の情報を提供して頂くための会の設立を進めています。この会は、平成21年度に設立ができるよう地元水利、自治会等に協力をお願いしますが、すでに公共団体と民間医療法人の協力を得ています。

地域環境保全推進活動

この活動は、水路周辺の環境、景観を保全するため、さらに水難事故防止対策の一環として開水路周辺の草刈払い処分や投棄ゴミを拾うなどの作業を地域の住民活動としてとらえていただき、自治会や民間法人のご理解を得て進めていこうとするものです。

この活動地域の重点箇所として21地区を計画しています。その地区に密接に関係している水利委員会や土地改良区から自治会等の協力をお願いしますが、すでに4地区(2自治会と1医療法人)のご理解を得ているところです。

東播用水土地改良区は、東播用水地区管理体制整備推進協議会と協議し、兵庫県が策定する管理体制整備計画との調整を図りつつ目標とする地域について協議、協力要請を進めますので、組合員並びに水利委員会等のご理解とご協力をお願いします。

平成18年度から新規事業を実施 新農業水利システム保全対策事業 東播用水地区

東播用水土地改良区では、平成17年度に新農業水利システム保全対策事業により遠方監視制御施設の改修を主要事業として平成18年度新規採択を目標に要望活動を進めてきましたが、計画通り平成18年度に採択され事業を実施することになりました。

各市町の地域水田農業推進協議会が地域自らの発想・戦略により策定している「地域水田農業ビジョン」の水田農業や産地づくりのあり方について策定したビジョンの実現に向けて、多様な水田営農の展開に対応した施設管理の省力化に向けた最適な水利システムの構築のため 農業水利システム保全計画策定事業、管理省力化施設整備事業の2つに区分して実施しようとするものです。

の事業は、東播用水の水利施設の機能診断を踏まえた技術的検討を行うことにより新たな施設管理の仕組みと制約要因となる事項を解析し除去する計画などの検討を5年間で策定するもので、この事業に要する費用は、全額国費（定額）により土地改良区が事業主体となって実施します。

担い手農家や水利組合の役員の方に聞き取り、又はアンケート調査などを行う計画がありますので、調査実施時にはご協力をお願いします。

の事業は、管理作業の省力化のための施設を整備するもので、遠方監視制御施設（大沢支線水路と北神戸幹線水路の大規模揚水機場の運転操作や監視のほか、主要分水工のバルブの遠隔操作などを行うことができる装置）が老朽化してきたので改修するほか、開水路の除塵機の新設などを主要項目としたハード事業です。

この事業は、国費50%、県25%、市町10%、土地改良区15%の負担で兵庫県が5年間を掛けて実施するものです。

農業用水路や溜池などへの転落事故について

農業・農村の都市化・混住化が進むなか、ダム、頭首工等の基幹水利施設の操作は、周辺地域に大きな影響をもたらすほか、開水路や溜池は、転落事故等の危険性が增大しています。

このような状況の中、管理者における安全管理に対する意識の高揚、周辺地域との連携などが重要な課題となってきています。

管理者として、事故の未然防止に最善の努力を払っていても、事故を完全に防ぐことは困難な面もあり、施設の事故に対する損害保険をかけている土地改良区や水利組合等も多くなってきています、もちろん東播用水土地改良区も施設賠償保険に加入し、不測の事態に備えています。

また、事故が発生した場合、管理者等を相手として損害賠償等を求めた訴訟が提起される事例も少なくありません。このような場合、管理者として、適法・適切かつ迅速な対応が求められますので、相当の負担となってくるのが実情です。

水路や溜池などの土地改良施設の管理者としては、その安全管理に務めることが大切であり、転落事故等の未然防止のための措置及び万一の事故発生時における適切な対応ができるような体制づくりを図っておくことが肝要です。

土地改良施設を管理する者として必要とする水難事故防止策を考え、そして実践し安全管理に心がけたいものです。

東播用水土地改良区が管理する水利施設をはじめ、集落内の用排水路、溜池等において水難事故防止をどのようにしたらよいかを考えることが重要ではないでしょうか。

水路や溜池への転落事故において、土地改良区や水利組合に対してどのような責任が問われてくるかが問題ですが、たとえば、水路でいえば必要な箇所に転落防止用のフェンス等が設置され、十分な機能が発揮されているか、また、日常においても施設の巡視等を行っていたかどうか、常日頃から安全管理に心がけていることが必要です。

フェンスなどを設置する費用がないからといって責任は免れるものでないとされているのが実情です。

具体的な対策として、管理する施設の全体を巡視、点検し管理者の立場で危険箇所の有無を確認しハザードマップを作成する。作成したハザードマップを参考資料にして地域の人々（自治会、PTA、子供会等の関係者）との対話を行い、安全、事故防止への協力要請、啓発を行う。意見を集約し見直されたハザードマップをもとに通学路や子供の遊び場付近をはじめ、危険性の高い水路等について転落防止用のフェンス等の施設整備などを行うことが必要となります。

さらに、土地改良区や水利組合の役員を中心として休日などに巡視し、付近で遊ぶ子供たちに直接注意を促すなどの対応も必要でしょう。

また、可能な限り水路周辺のゴミ拾い、草刈などの環境整備を行い水路等の有無を含め、施設の状態が子供たちにも分かるような対策も必要ではないでしょうか。

転落防止用フェンスが設置されていても、そのフェンスに穴が開いていた、支柱等がぐらついている、門扉が施錠されていなかった、フェンスの下が掘れて子供などが潜りこめるなどが無いよう、常に善良な状態が必要となりますので十分注意しましょう。

転落防止用フェンス等の設置、管理に係る瑕疵の判断基準の目安を整理しましたので参考にしてください。

- 1、施設そのものに危険性があるかどうか。通常有すべき安全性があるか。
- 2、事故発生の予測が可能であるか。施設の設置場所の環境として、通学路であるとか、子供の遊び場、住宅密集地かどうか、フェンス等があっても、それを越えている子供があったかどうか。フェンス等の設置要望があったかどうか。
- 3、過去に事故発生の事実経過があったか。
- 4、水路等の周辺に振興の住宅団地が造成されていないか。従来から集落地の子供より、新興住宅地の子供の事故が多い傾向があることから、団地の管理者や自治会等との対策を協議する。
- 5、転落防止用フェンスの未設置、設置フェンスの破損等を点検する。
- 6、安全管理に係る啓発活動を実施していたかどうか。施設設置に係る地域住民等への説明、通水時期等の周知、周辺自治会等への通知と現場での通水日時を表示、水路等への転落の危険性等の周知等、幼児にも分かるような表示の設置
- 7、日常的な施設の巡回・巡視等を行っていたかどうか。周辺開発等による施設の危険性の点検・確認、転落防止用フェンスの破損状況等の把握・補修、水路に面する道路で夜間街灯の設置の有無と電球の点検、関係機関等の連絡調整等



転落防止用フェンスの設置例

これらの対策、対応は大変大きな負担がかかるわけですが、施設管理者の努力のみでは水路等への転落事故がなくなる、あるいは発生しないようにすることにも限界があると思われまので、地域住民みんなで事故防止対策に取り組むことが必要ではないでしょうか。

これらのことを一つでも多く対応することにより水難事故等が発生しないことを願うものです。

参考図書として、事故事例、訴訟事例等が具体的、かつ詳細に編纂された図書が発刊されていますので、是非参考にしてください。

この図書に関するお問い合わせは、兵庫県土地改良事業団体連合会（管理指導課、078 - 341 - 0572）にお願いします。

全国土地改良事業団体連合会発行（H18 / 3）「土地改良施設管理の手引き 事故等に備えて」

こんなときは、必ず土地改良区へ届出てください！

(法務局や市役所等への届出では、土地改良区の台帳は修正されません。)

農地の異動、
組合員の資格交替等が
あったとき

土地の所有権(売買、相続等)・耕作権の異動(小作等)

組合員の交替

(組合員の死亡、農業者年金受給による経営移譲等)

住所変更

このような時は、土地改良法によって組合員から土地改良区へ届出するよう義務付けられております。

改良区へ届出のない場合は、資格は変更されません。賦課金は、そのまま現資格者に賦課されますので、ご注意ください。

提出書類 組合員資格得喪通知書

農地を転用または、
公共事業用地として
転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法により決済(転用決済金)が必要となります。

転用によって残った農地が土地改良施設費等の負担を負うこととなります。そこで負担の公平を図るため、土地改良法により、決済金を納めていただくことになっています。

18年度 農地転用決済金額

総合管理事業決済金 10アール当り 34,900円

維持管理事業決済金 10アール当り 93,500円

国営東播用水事業負担金 各市町により異なります。

意見書等発行手数料 1申請 1,000円

公共用地に売渡した場合(道路・河川・公園・建物等)でも転用決済金の納付が義務づけられています。

提出書類 農地転用等通知書・地区除外申請書・その他書類

賦課金についての
お願い

賦課金の口座振替(農協)の活用を推奨しています。

賦課金の納入につきましては、便利な口座振替をお勧めします。当分の間は賦課金の2%還付(差引額を振替)します

提出書類 口座振替依頼書

土地改良区は組合員皆様の賦課金で運営されています。

納期限内の納入にご協力をお願いします。

賦課金に係る高畦畔免除の届出について

ほ場整備事業による換地処分が完了した農地、あるいは国土調査済の農地を対象に、水張面積に対し最大畦畔面積以上(水張面積に対し20%を超える面

積)を免除します。

提出書類 高畦畔免除申出書



.....

賦課金納入証明書の発行につきましては1件500円の手数料を徴収いたします。東播用水土地改良区の賦課金は確定申告の際の控除対象となりますので領収書をなくさないように保管してください。

.....



上記の手続きについてのお問い合わせ先
東播用水土地改良区 総務担当
 ☎0794(87)0545

「疎水百選」に東播用水が認定！！

農林水産省では食料の安定的な供給の基盤であり、地域振興の重要な役割を果たしている疎水を農業のための用水のみにこだわらず、今後はさらに国土、環境保全、保健休養、美しい景観の形成などの様々な役割を持った国民共有の資産と位置づけ、これまでの農家を中心とする地域共同作業によって維持管理されてきたものを地域住民や都市の人々を含めた国民全体でその保全活動に取り組み、次世代に継承していく事が必要との観点から疎水を保全する国民的活動を進める一助とする為、「疎水百選」が実施されました。地域の選考には昨年

6月から3ヶ月間に候補の募集期間が設けられ、インターネット・はがき等による投票の結果、全国499地区の中から「疎水百選」に東播用水が認定されました。

今後は、先人より受け継いだ「疎水」として地域の皆様に更に親しみを持っていただき、良好な状態で次の世代に継承できますよう努めてまいりますのでご協力のほどよろしくお願い致します。



東播用水「水と緑の交流」実行委員会からのお知らせ



呑吐ダム桜並木「水土里の路」公園づくり会員募集



呑吐ダムの右岸部の広場や道路を活用し、桜並木「水土里の路」公園をつくる計画をしました。この公園づくりは、水を使う受益者、水源地域の人々及び一般住民の交流の舞台づくりを目指し、手作り公園として育てていきたいと考えています。

公園には、千年桜や子福桜、関山など長寿命な桜を植える予定です。桜を植え育てる取り組みに賛同いただける組合員、一般住民の方々を募集しています。

今回の募集

募集期間 平成17年度～19年度

本年度募集予定数 268名（先着順に受付し、本年度の植樹と植樹の準備に参加していただきます）

応募先 下記へメール、FAXまたはハガキでお申し込みください。

及び問合せ 申し込みには、氏名、住所、年齢、電話番号をご記入ください。

東播用水「水と緑の交流」実行委員会

事務局：東播用水土地改良区

〒673-0512 三木市志染町井上683

TEL 0794-87-0545 FAX 0794-87-0547

E-mail soumu@toban-yosui.jp

会費 8,000円/人（5年間分の会費、家族で申し込みの場合は代表者1名分のみ）

源流ミニツアー

開催日時 平成18年10月
内容 川代ダム等の見学他

呑吐ダムフレッシュアップウォーキング

開催日時 平成18年11月
内容 ウォーキング他

上記の通り、行事を予定しております。詳しくは市町広報・パンフレット等でお知らせしますので、ぜひ参加してください。

お知らせ

・水土里ネット東播用水の「ホームページ」が7月から開設を予定しています。組合員ほか地域の皆様に東播用水土地改良事業をよりよく理解して頂くため、事業内容について掲載しますので、皆さんのアクセスお待ちしております。

ホームページアドレス <http://www.toban-yosui.jp>

メールアドレス soumu@toban-yosui.jp



お問い合わせ

〒673-0512 三木市志染町井上683

東播用水土地改良区

TEL 0794-87-0545

FAX 0794-87-0547

E-mail soumu@toban-yosui.jp

